

東吉野村環境保全等マナー向上条例

(目的)

第1条 この条例は、本村の自然環境及び生活環境を保全するために、公共の場所等におけるマナーの向上について必要な事項を定め、村、村民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることにより、すべての村民が健康かつ快適な生活を営み、自然と文化の調和した清潔で住みよい村づくりをめざすことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 村民 村内に住居する者をいう。
- 二 事業者 村内で事業活動を行うものをいう。
- 三 滞在者等 観光旅行者、村内に通勤又は通学する者その他村内に滞在し、又は村内を通過する者をいう。
- 四 公共の場所等 広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。
- 五 迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

(村の責務)

第3条 村は、公共の場所等における迷惑行為の防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、村民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

(村民及び滞在者等の責務)

第4条 村民及び滞在者等は、公共の場所等における迷惑行為（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、村が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域その他の地域の公共の場所等における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、従業員に対する意識の啓発に努めるものとする。

2 事業者は、公共の場所等における迷惑行為の防止及びマナーの向上を推進するため、村が行う施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

「東吉野村環境保全等マナー向上条例」に掲げる「迷惑行為」

- 1 土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可を必要とする場所に許可なく立ち入ること。
- 2 河川敷やその周辺、その他の公共の場所等において、キャンプ、バーベキュー等の野外活動に使用した道具類及び野外活動により発生したごみを持ち帰らず放置すること。
- 3 狭あいな道路、カーブが連続する見通しの悪い道路又は駐車することにより他の車両の通行に支障をきたすおそれのある道路に駐車すること。
- 4 多数の人が集まる場所で、喫煙することができる場所として指定された場所以外の場所で喫煙すること。
- 5 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること。
- 6 むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- 7 進路を示す道標の方向を変え、又は進路を誤らせるおそれのある看板を設置すること。
- 8 遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている河川敷地等において、楽器、音響機器等の音を異常に大きく発すること。
- 9 危険な場所で撮影を行うこと。